

地方独立行政法人秋田県立療育機構 中期計画

地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）は、第3期中期目標期間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）では、障害のある子どもやその家族が住み慣れた地域で、支援を受けながら安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、多様化する障害児・者のニーズへの対応、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との連携推進に努め、一定の成果をあげたところである。

一方、第3期中期目標期間は、その開始年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用者数の減や感染対策による受入制限などにより、経営上、厳しい運営となった。

第4期中期目標期間では、引き続き、地域の関係機関との連携を図りながら、利用者や家族の視点に立った質の高い療育や、総合相談、専門的な支援を必要とする障害児・者への支援を行うとともに、県の新秋田元気創造プラン、第2次秋田県障害者計画、秋田県医療保健福祉計画等を踏まえ、障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、合理的・効率的運営により経営の安定化に努めながら、安全で良質な医療・療育の提供や県民・利用者・家族から信頼される施設づくりに取り組むものとする。

そのため、ここに第4期中期計画を策定し、地方独立行政法人制度の特長を生かした弾力的かつ効率的で透明性の高い運営に全力で取り組み、県から示された中期目標の達成を目指すこととする。

第1 中期計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 質の高い療育の提供

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

① 各診療科連携による総合的な診断を行い、適切な医療を提供する。

ア 整形外科

運動障害や運動発達遅延をもつ肢体不自由を中心とした障害児に対し、運動機能の改善や向上のため、リハビリテーション、装具療法などによる保存的治療と手術による治療を行う。

また、発育性股関節形成不全、内反足、脊柱側弯症などの小児整形外科疾患の拠点病院としての役割を担う。

イ 小児科

小児期発症神経疾患の専門機関として適切な医療を提供するとともに、入所施設機能に加え、親子入院、検査や治療目的の一時的入院及び回復期病床

としての入院の受け入れを行う。

また、脳機能障害児に対しニューロリハビリテーションの視点から診療を行い医療的ケアを必要とする在宅重症児者の全身管理と家族支援を行う。

さらに、発達障害児へ早期介入し、家族や集団での対応を支援する。

ウ 小児科メンタルヘルス

初診年齢が中学生までの子どもの行動発達の問題や心身医学の専門外来を行う。

エ 児童精神科

児童等の精神障害について、診療及び相談を行う。主に小学生から高校生までの子どもの発達の問題、行動の問題、精神疾患、その他の心の悩みに関する診療を行う。

オ 歯科

障害児・者の口腔衛生や機能の維持を図るため、口腔育成の視点から診療を行う。

また、意識下での歯科治療が困難な場合などには、静脈内鎮静法や全身麻酔を用いた治療を行う。

カ リハビリテーション科

理学療法、作業療法、言語聴覚療法では、発達の遅れや障害をもつ子どもに対し、他の診療科や各部門と連携し、カンファレンスなどを通じ適切な評価と治療方針を決定し、発達の促進、障害の軽減のため、総合的なリハビリテーションを行う。

キ 耳鼻咽喉科、眼科

障害児の耳・鼻・のど及び眼など各専門領域の疾患の治療を行う。

難聴に対する検査では、脳波を検出する方法により、0歳児からの診断を行う。

計画値（令和11年度）

外来受診者数	34,000件
--------	---------

② 入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対して、リハビリテーションを含む治療をはじめ、生活指導や日常生活の援助など適切な療育を提供する。

③ 児童発達支援センターの中核機能強化に努める。

ア 在宅の障害児に対して、運動、認知、言語、対人関係、身辺処理等の発達促進を図るため、発達段階や障害の状況に応じた集団保育、個別指導等による

発達支援を行うとともに、家族に対しての専門的な指導や相談支援等を実施し、家族支援の充実を図る。

イ 保育所等を訪問し、家族や担当職員への助言や適切な支援を行うため、関係機関連携、保育所等訪問支援事業を実施する。

ウ 地域の乳幼児の療育に携わる関係者の資質向上を目的とした研修会を実施する。

計画値（毎年度）

地域療育のための研修会	1回
-------------	----

エ 地域の障害児の発達支援の入口として、相談機能体制の整備に向け関係機関との連携を図る。

④ 障害児等療育支援事業により、訪問療育指導、外来療育指導、療育技術指導等を実施する。

⑤ 在宅の重症心身障害者及びその保護者に対する支援として、送迎による通所を実施し、健康管理や生活指導、日常生活動作、運動機能訓練等を行うとともに、家庭での療育について保護者への指導を行う。

⑥ 在宅の障害児・者に対して家庭や関係機関との連携及び外来等を通して療育指導を行う。

また、家族に一時的な休息を提供するため、空床を利用した短期入所事業及び日中一時支援事業の受け入れ体制の拡充を図る。

⑦ リハビリテーションについては、病棟リハビリテーションや登校支援、食事支援を実施するとともに、障害児・者が地域で安心して生活できるよう、保育所等訪問事業などに取り組む。

計画値（令和11年度）

リハビリテーション件数	25,000件
-------------	---------

⑧ 成人期を迎える障害児の成長・発達に応じた成人期移行支援について、関係機関と連携して取り組む。

⑨ よりレベルの高い療育サービスの提供に資するため、専門的な調査・研究を行う。

(2) 療育従事者の確保・育成

計画的に療育従事者を確保するため、労働環境の改善を図るほか、ホームページの充実による効果的な情報発信、養成機関への訪問、就職説明会への参加に加え、インターンシップの受け入れ拡大などさらなる方策の検討・実施を行い人材確保に努める。

また、質の高い療育従事者を育成するため、各種団体や関連学会が主催する研修会等に積極的に参加させるとともに、療育機構内において伝達研修を実施するなど、専門知識の習得及び専門性の向上を図る。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

利用者・家族の視点に立ち、療育環境の改善に取り組むとともに、すべての職員がそれぞれの役割に応じたホスピタリティを実践できるよう、研修等を行う。

また、利用者の権利を尊重するとともに利用者中心の質の高い療育サービスを提供するため第三者機関等による評価を受審し、評価における指摘事項の改善に取り組む。

計画値（毎年度）

患者満足度調査実施回数	1回
-------------	----

(4) より安心して信頼される療育の提供

① 医療安全対策・院内感染対策に関する組織の強化とともに職員研修、担当職員の育成を推進する。

情報セキュリティ対策を総合的に実施し、利用者情報等の漏洩防止を徹底する。

また、情報公開を適切に行うとともに、経営状況の公表により療育機構の運営の透明性を図る。

計画値（毎年度）

医療安全対策全体研修実施回数	2回
院内感染対策全体研修実施回数	2回

② 虐待防止対策

職員等による虐待の未然防止や虐待発生時の適切な対応のため、虐待防止委員会を通じて必要な措置を講ずる。

2 地域療育への貢献

(1) 地域の障害児等療育施設をはじめ、市町村、地域の福祉・教育機関等と療育に関する情報の共有などにより連携を強化し、地域の療育体制を支援する。

(2) 地域療育医療拠点施設及び他の医療機関の拡充と連携を強化する。

計画値（毎年度）

地域療育医療拠点施設との合同カンファレンス	3回
他機関とのカンファレンス	2回

(3) 地域の療育従事者を対象とした研修会等への医師等の講師派遣、療育従事者の養成機関からの実習・研修・見学等の受け入れ及び地域療育医療拠点施設からの実務研修生の受け入れを実施し、技術的な助言や知識の共有を図る。

(4) インクルージョンの理念の促進を図るため、ホームページを活用した療育情報の発信や、地域の療育関係者を対象とした講座等の開催、施設見学の受け入れ及び各種行事等へのボランティアの受け入れを行う。

3 ライフステージに応じた総合相談

(1) 家庭における養育、教育、就労等あらゆる相談に教育機関等関係機関と連携しながら幅広く対応し、各種サービス情報の提供や利用までのバックアップを行う。

(2) 児童福祉法による通所サービスや障害者総合支援法によるサービス利用希望者を支援するため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成対応の充実を図る。

4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援

(1) 発達障害児・者に対する支援を行う拠点として、「秋田県発達障害者支援センターふきのとう秋田」を運営し、地域における発達障害児・者及びその家族等の課題に対し、センターの持つ専門性を発揮しながら、地域の関係機関との連携強化により、総合的な支援を行う。

(2) 発達障害の特性及び対処方法等について、県民や関係機関の理解の促進を図るため、普及啓発や研修会等を行う。

計画値（毎年度）

普及啓発事業・研修会の開催（ふきのとう秋田）	6回
------------------------	----

(3) 医療的ケア児の支援を行う拠点として、「秋田県医療的ケア児支援センターコラソン」を運営し、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の関係機関と連携し、総合的な支援を行う。

(4) 医療的ケア児の理解促進や支援者の養成のため、普及啓発や研修会等を行う。

計画値（毎年度）

普及啓発事業・研修会の開催（コラソン）	6回
---------------------	----

5 個人情報の適切な管理

保有する個人情報の安全管理措置を適切に講じるため、各種サイバーセキュリティ対策基準を参考に適正な水準を確保するように努める。また、情報セキュリティポリシー及び情報システムBCPの見直しを随時に行うとともに、適切に教育、訓練を行い職員の情報リテラシー向上を図るなど、組織的な情報管理体制の強化に努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な運営体制の構築

(1) 管理体制の充実

療育機構の管理体制の充実を図るため、療育の安定的な提供や経営改革の推進に向けた理事会及び内部統制を推進するための役員会を定期的を開催する。

(2) 効率的な業務運営の実現

PDCAサイクルによる業務改善についての意識付けを徹底するとともに、事業のチェック体制の強化に努め、効率的で適正な業務運営を図る。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

年齢構成を考慮しながら、計画的に職員を採用するとともに、施設経営の安定化を図るため、財務・会計知識及び経営知識に精通した人材を育成するため、施設経営に携わる職員の各種研修会等への参加や資格取得を積極的に推進する。

3 収入の確保、費用の節減

(1) 収入の確保

利用者のニーズに対応したサービスの提供により収入の確保に努めるとともに、診療報酬等について、施設基準の適切な運用や新たな報酬加算の取得に取り組むなど、収益向上のための方策を検討・実施する。

計画値（令和11年度）

外来受診者数	34,000件
リハビリテーション件数	25,000件

(2) 費用の節減

予算執行の管理・審査体制の強化、多様な契約手法の活用や管理の徹底、医薬品・診療材料の在庫管理の徹底、後発医薬品への切り替えに努める。

また、運営会議や研修、職員情報共有システムの活用により、経営情報等を共有

し、職員のコスト意識を徹底する。

計画値（令和11年度）

後発医薬品の導入品目	70品目
電気使用量	1,568,643 キロワット時

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行するとともに、年度ごとに財務内容の検証・見直しを図り、運営費交付金の抑制に資する。

1 予算（令和7年度～令和11年度） （単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
医業収益	4, 253
福祉収益	1, 080
運営費交付金	5, 301
その他収益	35
計	10, 669
支出	
業務費	9, 161
人件費	6, 172
うち職員退職手当金	104
医薬材料費	926
委託費	1, 042
設備費	321
その他経費	700
一般管理費	291
人件費	173
その他経費	118
資産取得費	956
借入金返済支出	260
計	10, 668

【消費税等の取扱い】

上記の数値は消費税及び地方消費税込みの金額を記載している。

【人件費の見積り】

期間中総額6, 345百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等（共済組合負担金を除く）の額に相当するものである。

2 収支計画（令和7年度～令和11年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	11,443
医業収益	4,253
福祉収益	1,080
運営費交付金収益	5,301
雑益	809
資産見返戻入	774
その他の収益	35
支出の部	11,182
業務費	9,934
人件費	6,172
うち職員退職手当金	104
医薬材料費	926
委託費	1,042
設備費	321
減価償却費	773
その他経費	700
一般管理費	292
人件費	173
その他経費	119
資産取得費	956
純利益	261

3 資金計画（令和7年度～令和11年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	10,669
業務活動による収入	10,669
医療福祉サービスによる収入	5,333
運営費交付金による収入	5,301
うち職員退職手当金	104
その他の収入	35
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0
資金支出	10,668
業務活動による支出	9,452
投資活動による支出	956
財務活動による支出	260
次期中期目標期間への繰越金	1

（注）

予 算：療育機構の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの。

収支計画：療育機構の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの。

資金計画：療育機構の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの。

計画値（毎年度）

経常収支比率	100%以上
流動比率	150%以上

第5 短期借入金

1 限度額 300,000,000 円

2 想定される短期借入金の発生事由

運営費交付金の交付時期の遅れなどによる一時的な資金不足等への対応。

第6 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

中期計画期間における計画はない。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画期間における計画はない。

第8 剰余金の使途

決算において生じた剰余金は、施設整備、医療機器の購入等に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備に関する計画（令和7年度～令和11年度）

高度専門療育の充実のために必要な施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、計画的に整備を行う。

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
医療機器等備品	百万円 956	運営費交付金

2 防災・防犯対策の推進

大規模災害を含めた災害等における利用者の安全安心を守り、防災・防犯の意識を高めるため、火災・地震などを想定した避難訓練や不審者に対応した防犯訓練を定期的実施する。

計画値（毎年度）

大規模災害実働訓練（BCP訓練）	1回
総合防災訓練	1回
夜間想定防災訓練	1回
児童福祉施設（通園部門）避難訓練	毎月
不審者に対応した防犯訓練	1回

3 人事に関する事項

療育ニーズの変化に対応しつつ、効率的な業務運営ができるよう職員の適切な配置に努めるとともに、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行う。

4 職員の就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスに資するよう、多様な勤務形態の導入などに努め、過重労働のない働きやすい職場環境の整備を推進するとともに、職員満足度調査を実施し、その結果を踏まえ離職防止対策も含めた必要な対応を行う。

また、医師の働き方改革を推進するため、労働時間の管理等の労務管理を適切に行う。

5 障害者差別解消の取組

障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も地域で安心して暮らしながら生きがいを持って生活することができる共生社会を実現するため、療育機構職員対応要領に基づき、職員一人ひとりが、適切な対応に努めるとともに、研修等の機会を捉えて、障害者への理解の促進に努める。

6 中長期的な視点での経営管理の強化

社会的情勢の変化や療育ニーズの見込み等が経営に与える影響を早期に把握したうえで、理事会を通じて必要な対策を迅速に実施する。

また、将来のあり方検討会を設置し、県の療育拠点施設としての将来のあり方を検討の上、中長期的な視点による経営管理を強化し、財務内容の健全化を図る。

7 地方独立行政法人法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間の繰越積立金はない。